

事務連絡
令和5年11月29日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（部）
市区町村介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局 介護保険計画課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その1）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度全国介護保険担当課長会議における地域包括支援センターの体制整備等の項目において、原案作成委託料支払いシステムの対応（地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に介護予防支援等を委託する場合の委託費支払事務の効率化）について本年度中に改修等を実施し、令和6年度から運用可能とすることをお示したところです。

今般、介護保険事務処理システムに関して、現時点で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料の変更等を行いましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないように特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料につきましては、近日、WAMNETに掲載する予定です。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 坂井、朱雀（内線2162, 2163）

【介護予防・日常生活支援総合事業関係】

認知症施策・地域介護推進課

水津、石松（内線3982, 3986）

国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託した場合の事務処理の流れについて

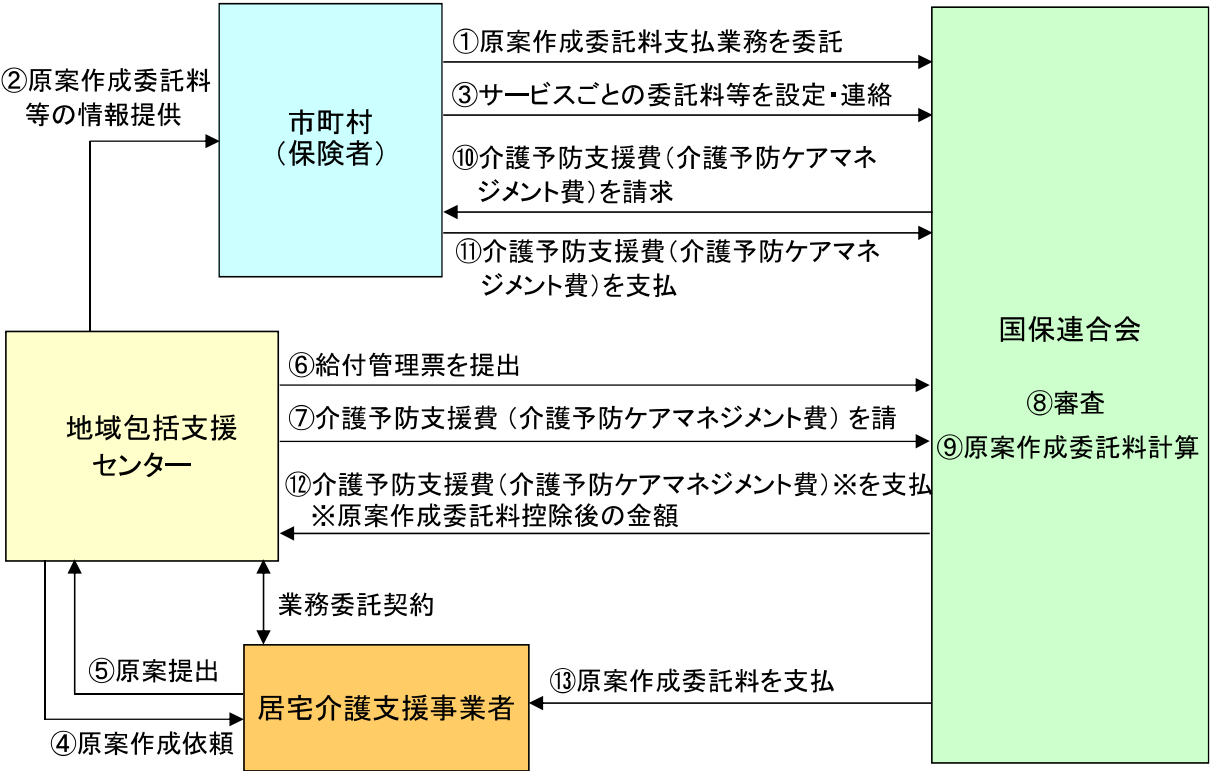
1. 原案作成委託料支払業務にかかる事務処理

- ・ 原案作成委託料支払業務とは、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)から委託を受けた居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターに代わり介護予防支援等を実施した場合に、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターを管轄する市町村が、委託先の居宅介護支援事業者に対し、委託料を支払う事務である。
- ・ 本事務処理を国保連合会に委託した場合、地域包括支援センターが国保連合会に対して請求した介護報酬(介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費)を基に原案作成委託料を計算し、国保連合会から委託先の居宅介護支援事業者への委託料の支払を可能とする。

2. 国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託した場合の事務処理の流れ

(1) 地域包括支援センター払いの場合

※主に、地域包括支援センターが法人等に委託されている場合(委託型)



①～⑬は前頁の図に対応している。

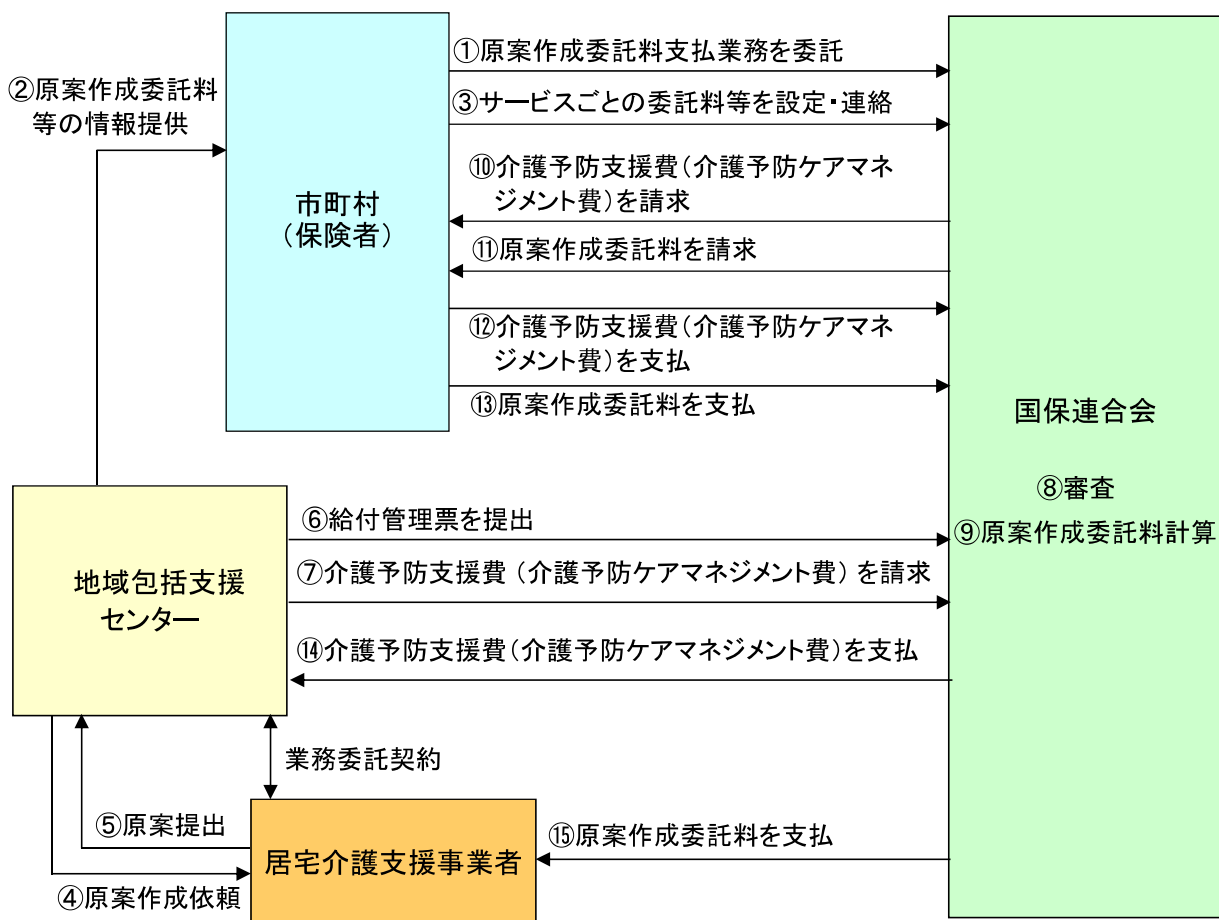
分類	No	事務処理内容
事前準備	①	原案作成委託料支払業務を委託 市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託する。
	②	原案作成委託料等の情報提供 地域包括支援センターが、原案作成業務の委託先の居宅介護支援事業者と締結している委託料等の情報を、地域包括支援センター所在の市町村に連絡する。
	③	サービスごとの委託料等を設定・連絡 市町村が、国保連合会へ「原案作成委託料異動連絡票情報」を送付する。 ※介護予防ケアマネジメントの委託料については、市町村が「総合事業費サービスコード異動連絡票」にて国保連合会へ提出しているサービスコードが原案作成委託料支払の対象となる。
サービス提供月前月	④	原案作成依頼 地域包括支援センターが、原案作成業務の委託先の居宅介護支援事業者へ原案作成を依頼する。
	⑤	原案提出 居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターにケアプラン原案を提出する。
サービス提供月	10日まで	⑥ 給付管理票を提出 地域包括支援センターが、国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※委託先の居宅介護支援事業者の事業所番号を記入する。 ※総合事業費の場合、給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出不要。
		⑦ 介護予防支援費（介護予防ケアマネジメント費）を請求 地域包括支援センターが、請求明細書（介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費）を提出する。 ※給付管理票を提出しない場合で、原案作成業務を委託している場合は、請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）の摘要欄に委託先の居宅介護支援事業者の事業所番号を記入する。
	28日まで	⑧ 審査 国保連合会が、給付管理票及び請求明細書の審査を行う。
		⑨ 原案作成委託料計算 国保連合会が、原案作成委託料の計算処理を行う。
サービス提供月々々	20日まで	⑩ 介護予防支援費（介護予防ケアマネジメント費）を請求 国保連合会が、市町村へ介護予防支援費（介護予防ケアマネジメント費）、審査支払手数料及び原案作成委託料事務手数料を請求する。 ※原案作成委託料事務手数料は、地域包括支援センター所在の市町村に請求する。また、原案作成委託料事務手数料の請求有無は、各国保連合会の任意とする。
	25日まで	⑪ 介護予防支援費（介護予防ケアマネジメント費）を支払 市町村が、国保連合会へ介護予防支援費（介護予防ケアマネジメント費）、審査支払手数料及び原案作成委託料事務手数料を支払う。
	月末まで	⑫ 介護予防支援費（介護予防ケアマネジメント費）を支払 国保連合会は、地域包括支援センターへ原案作成委託料控除後の介護予防支援費（介護予防ケアマネジメント費）を支払う。
		⑬ 原案作成委託料を支払 国保連合会は、居宅介護支援事業者へ原案作成委託料を支払う。 ※当月の居宅介護支援費と併せて支払を行う。

<留意事項>

1 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 保険者払いの場合

※主に、地域包括支援センターが保険者にて運営されている場合(直営型)



①～⑮は前頁の図に対応している。

分類		No	事務処理内容
事前準備		①	原案作成委託料支払業務を委託
		②	原案作成委託料等の情報提供
		③	サービスごとの委託料等を設定・連絡
サービス提供月前月		④	原案作成依頼
		⑤	原案提出
サービス提供月翌月	10日まで	⑥	給付管理票を提出
		⑦	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を請求
	28日まで	⑧	審査
		⑨	原案作成委託料計算
サービス提供月々々月	20日まで	⑩	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を請求
		⑪	原案作成委託料を請求
	25日まで	⑫	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払
		⑬	原案作成委託料を支払
	月末まで	⑭	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払
⑮		原案作成委託料を支払	

<留意事項>

1 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

令和6年4月制度改定における介護給付費請求明細書及び給付管理票の様式記載例のパターン

【予定】

<注意>

記載例における各サービスコードのサービス項目コード、単位数及び単位数単価はあくまで例であり、実際のサービス項目コード、単位数及び単位数単価と異なる場合があることに留意すること。

No.	項目	例	種別 (※)	説明
1	原案作成委託料 支払関連	例1	ケ	給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原案作成委託料の請求支払を行う場合の請求明細書

※種別については以下のとおりとする

ケ・・・介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）

様式第七の三 (附則第二条関係)

記載例 1

給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原案作成委託料の請求支払を行う場合の請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(介護予防ケアマネジメント費)

公費負担者番号	
公費受給者番号	

令和	0	6	年	0	4	月分
----	---	---	---	---	---	----

保険者番号	9	0	1	0	0	1
-------	---	---	---	---	---	---

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	
	(フリガナ)	カゴ ジロウ										
	氏名	介護 次郎										
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女					
	要支援状態区分等	事業対象者 要支援1・2 (継続利用の場合 要介護1・2・3・4・5)										
認定有効期間	1. 平成	0	6	年	0	4	月	0	1	日	から	
	2. 令和	0	7	年	0	3	月	3	1	日	まで	

請求事業者	事業所番号	9	0	0	1	1	0	0	0	1	0	
	事業所名称	〇〇市地域包括支援センター										
	所在地	〒 9 9 9 - 1 1 1 1 〇〇県〇〇市△△町 11-1-1										
	連絡先	電話番号 099-111-1111										

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	介護予防ケアマネジメント	A F	2 1 1 1 1	4 3 8	1	4 3 8		
初回加算	A F	4 0 0 1	3 0 0	1	3 0 0			

1 行目の摘要欄に、ケアプラン原案作成の委託先である居宅介護支援事業所の事業所番号を入力する

事業費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要

請求額集計欄	区分	事業分	公費分
	①サービス単位数合計		
	②単位数単価	円/単位	
	③給付率		/100
④事業費請求額 (円)			

介護予防・日常生活支援総合事業費 請求取り下げ申立書

保険者番号	2	2	2	1	0	9
保険者名	富士市					
FAX番号	0545-55-2920					

事業所番号									
事業所名称									
所在地	〒								
電話番号									
担当者氏名									

下記の介護給付について、請求取り下げを申し立てます。申立年月日 年 月 日

(1 枚目 / 枚中)

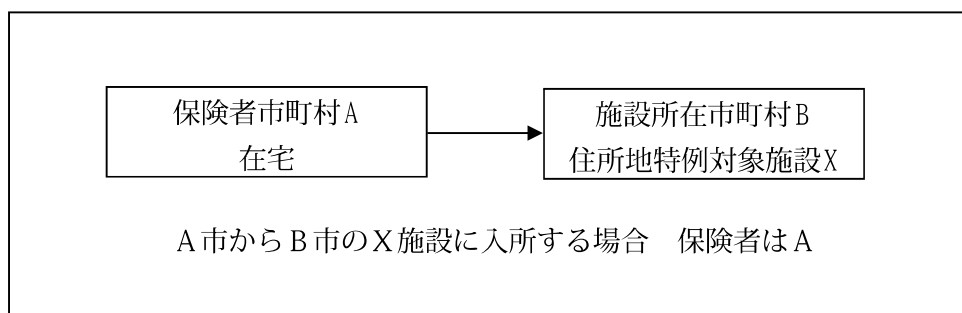
番号	被保険者番号							被保険者氏名	サービス提供年月日	申立事由コード 様式番号・申立理由				取り下げ理由	再請求予定
1									年 月						有・無
2									年 月						有・無
3									年 月						有・無
4									年 月						有・無
5									年 月						有・無
6									年 月						有・無
7									年 月						有・無
8									年 月						有・無

住所地特例に係る事務の見直しの概要について

本事務は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に係わらず、平成27年4月から、全ての市町村において必要な事務であるので、留意されたい。

1. 平成27年4月からの住所地特例に係る事務の見直しの概要

- 住所地特例の対象施設にサービス付き高齢者向け住宅を含む改正が行われた（法第13条）。改正で対象となるのは、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみとなる（改正法附則第12条）。
 - 住所地特例対象者に対する地域密着型（介護予防）サービスの指定については、原則として、当該者が居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしているが、当該指定がない場合には転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）の指定によりサービスを提供することも可能である（法第42条の2及び第54条の2）。
 - 住所地特例対象者に対する介護予防支援については、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が行うこととする。（法第58条第1項）。
 - 住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）も含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行すること等を踏まえ、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けられることができるよう、施設所在市町村が行うものとしている（法第115条の45第1項）。
- ただし、任意事業については、保険者市町村も行うことができる仕組みになっており、事業の内容（例えば、給付費適正化事業など）によっては、引き続き保険者市町村が行うことを想定している。



住所地特例のイメージ図

2. 住所地特例対象者に対するサービスごとの事務の整理

サービス区分		住所地特例対象者に対する対応			
		サービスを受けられる事業者	費用の額	費用負担	留意事項
地域密着型（介護予防）サービス（※1）		施設所在市町村が指定する事業者（※2）	厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて施設所在市町村が定める額とすることができる（※2）	保険者市町村	
		保険者市町村が指定する事業者（※2）	厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて保険者市町村が定める額とすることができる（※2）	保険者市町村	
介護予防支援		施設所在市町村が指定する介護予防支援事業者（地域包括支援センター）	/	保険者市町村	
介護予防・日常生活支援総合事業	国保連經由による支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	保険者市町村	
	市町村支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	施設所在市町村	介護予防ケアマネジメントに要した費用については、年1回、財政調整を行う

※1 住所地特例対象者が受給できる地域密着型（介護予防）サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）。

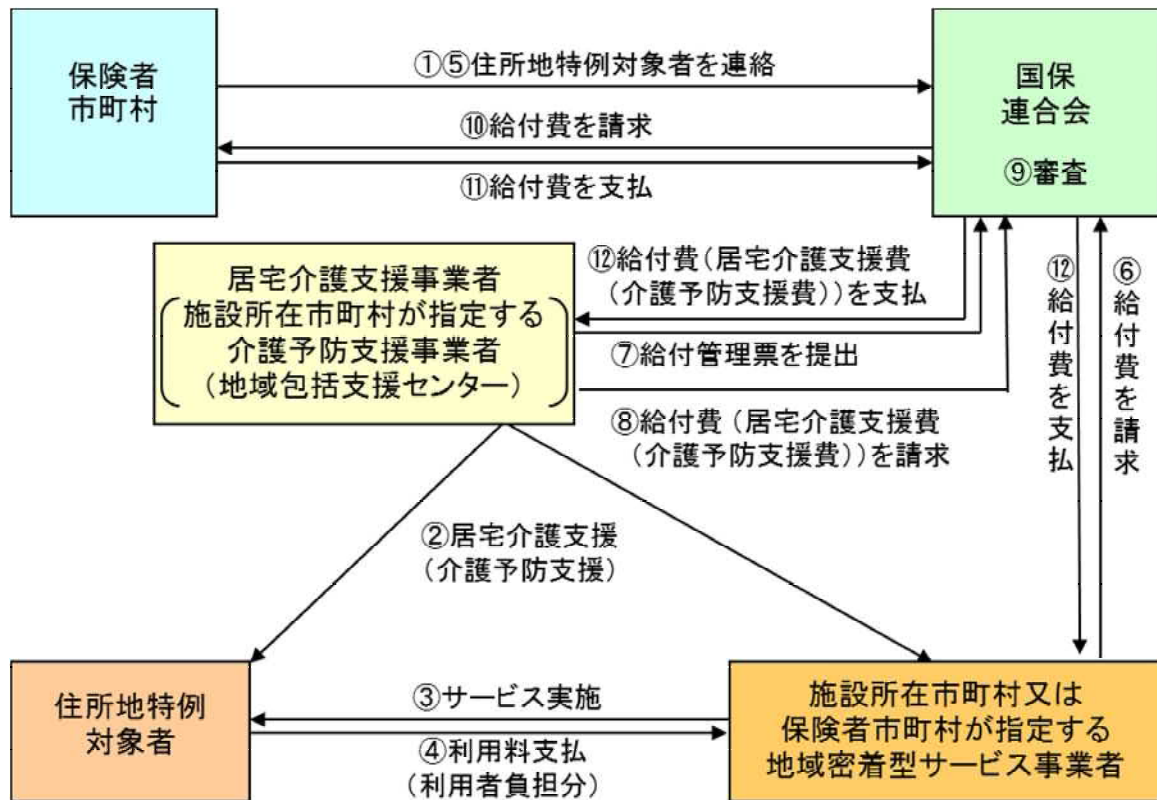
※2 施設所在市町村と保険者市町村の両方の指定がある場合は、施設所在市町村の定めに従う。

※3 住所地特例対象者に対する要介護認定及び要支援認定は、保険者市町村が実施。

住所地特例対象者に対する事業対象者把握のための基本チェックリストは施設所在市町村が実施。

3. 住所地特例対象者に係る市町村と国保連合会の事務処理の流れ

(1) 審査支払（地域密着型（介護予防）サービスの場合）



①～⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。
地域密着型介護予防サービスの内容はかっこ書きで示す。

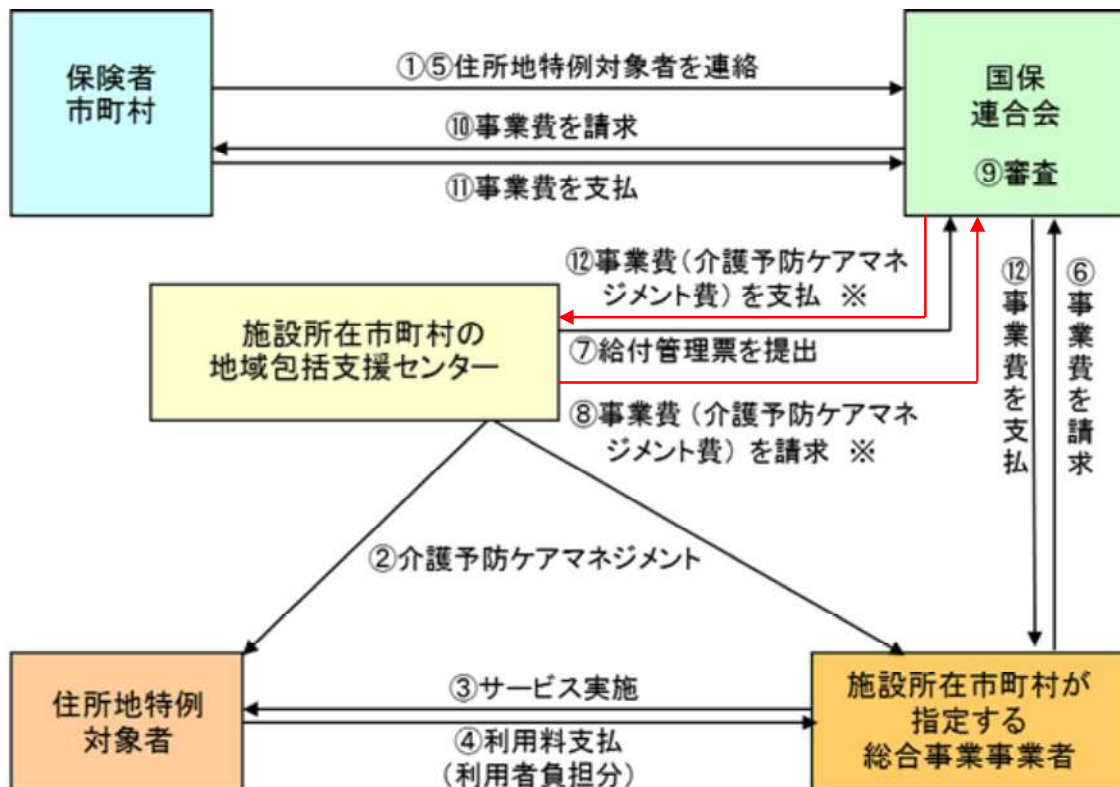
分類	No	事務処理内容	
事前準備	① ★	住所地特例対象者を連絡	<p>保険者市町村は国保連合会へ、平成27年4月1日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定した「受給者異動連絡票情報」を送付する。</p> <p>※平成27年4月1日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成27年4月1日」と設定すること。</p> <p>※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅については、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみを送付する。</p>

分類		No	事務処理内容	
サービス提供月前月		②	居宅介護支援（介護予防支援）	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は、利用者・事業者と調整して、居宅介護支援（介護予防支援）を行う。
サービス提供月		③	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		④	利用料支払（利用者負担分）	利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初	⑤★	住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付する。
	10日まで	⑥★	給付費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、給付費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
		⑦★	給付管理票を提出	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ給付管理票を提出する。
		⑧★	居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ請求明細書を提出して、居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求する。
	～	⑨	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス提供月翌々月	20日まで	⑩	給付費を請求	国保連合会は保険者市町村へ給付費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑪	給付費を支払	保険者市町村は国保連合会へ給付費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑫	給付費を支払	国保連合会は給付費を支払う。

<留意事項>

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 審査支払（介護予防・日常生活支援総合事業の国保連支払の場合）



※総合事業を実施する市町村の流れ。

※⑧、⑫の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は平成 27 年 4 月サービス分より、また事業対象者は平成 29 年 4 月サービス分より国保連合会を経由した支払が可能である。

なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

①～⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。

分類		No	事務処理内容	
事前準備		① ★	住所地特例対象者を連絡	(1) と同様 ※総合事業を実施する市町村は事業対象者である住所地特例対象者についても送付する。
サービス提供月前月		②	介護予防ケアマネジメント	施設所在市町村の地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		③	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		④	利用料支払 (利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う (利用者負担分)。
サービス提供月翌月	月初	⑤ ★	住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付。

分類		No	事務処理内容	
サービス提供月翌月	10日まで	⑥★	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
		⑦★	給付管理票を提出	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出不要。
		⑧★	事業費（介護予防ケアマネジメント費）を請求	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	～	⑨	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス提供月翌々月	20日まで	⑩	事業費を請求	国保連合会は保険者市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑪	事業費を支払	保険者市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑫	事業費を支払	国保連合会は事業費を支払う。

<留意事項>

- ・総合事業は、平成29年3月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めることとしていることから、住所地特例対象者においては、保険者市町村と施設所在市町村で、受けることができるサービスが異なることがある。

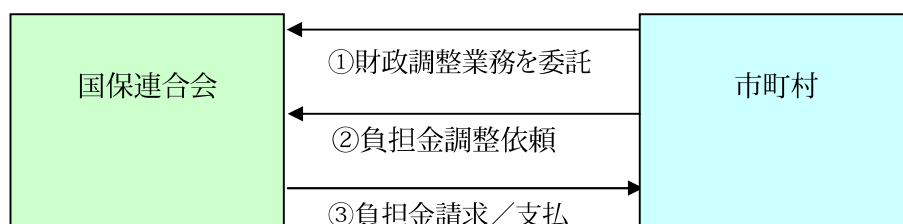
その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用することができるよう下表のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できることとする。

	保険者市町村の状況	施設所在市町村の状況	住所地特例対象者が利用できるサービス
パターン1	給付	給付	給付
パターン2	給付	総合事業	総合事業
パターン3	総合事業	給付	給付
パターン4	総合事業	総合事業	総合事業

なお、表のパターン2の場合は、国保連合会から、総合事業を実施していない保険者市町村に対して、総合事業費の請求が行われることになるが、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。また、パターン3の場合は、国保連合会から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を終了している保険者市町村に対して、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求が行われる場合があるが、パターン2と同様に、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(3) 介護予防ケアマネジメントに係る財政調整



分類		No	事務処理内容	
事前準備		①	財政調整業務を委託	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防ケアマネジメントに係る財政調整業務を委託する。 ※総合事業の実施を猶予している市町村を含めて、全ての市町村が業務を委託することを想定している。
介護予防ケアマネジメント費支払翌年	1月	②	負担金調整依頼	介護予防ケアマネジメントに要した費用について、施設所在市町村が、要支援者等の保険者市町村及び該当する者の数を保険者市町村ごとにまとめた「負担金調整依頼書」を年1回国保連合会に提出する。 ※毎年、1～12月に市町村が支払った分の数をまとめて提出する。なお、平成27年は、4～12月分となる。 ※国保連合会では、提出された「負担金調整依頼書」の内容に関する審査チェックは行わない。 ※提出された「負担金調整依頼書」の内容に誤りがあった場合は、国保連合会で金額の再調整は行わない。
	2～3月	③	負担金請求/支払	国保連合会は、全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例対象者の数に単価をかけたものを負担金として支払/請求する。

<留意事項>

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

富福総発第180号

平成28年7月29日

富士市内各地域包括支援センター 御中

富士市福祉部福祉総務課

課長 小林 浩幸

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の生活保護受給者の取扱いについて

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、平素は富士市の福祉行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて標題につきまして、富士市においても総合事業が平成28年4月より運用が開始されたことを受け、生活保護受給者も総合事業の利用が可能となりました。

現在、要介護及び要支援者については、毎月担当のケアマネジャーより利用表及び別表の提出をお願いしているところですが、基本チェックリスト対象者についても、総合事業を利用する場合は介護予防ケアマネジメントプランの提出をお願いいたします。

なお、総合事業を提供する事業者の実施方法が事業者指定の場合は、国保連を経由し、介護券を使用のうえ請求・支払い手続きを行います。実施方法が委託（健康づくりデイサービス）の場合は、利用料の自己負担分については生活保護受給者の負担を軽減する観点より、福祉総務課（福祉事務所）より事業所へ直接支払い（代理納付）を行うことを原則とします。ただし、何れかの理由により代理納付できない場合は、一旦生活保護受給者が利用料を支払った後に、償還払いを行うこともあります（介護扶助できるものは、あくまで利用料の自己負担分のみであり、食費等の実費は自己負担になります）。

代理納付・償還払いを問わず、利用料の自己負担分を生活保護費から介護扶助として扶助するためには、そのサービスの利用が法的に位置づけられ、また所定の手続きを経ているものである必要があります。そのため、それらのサービスが適正に利用されるものであることを確認するために、介護予防ケアマネジメントプランの提出をお願いするところです。

つきましては、介護予防ケアマネジメントプランを作成する際（再作成等を含）は、対象者が生活保護受給者であるかを本人に確認のうえ、生活保護受給者であれば毎月10日までに福祉総務課まで提出をお願いいたします。

また、介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託する場合は、本通知内容を必ず委託先の居宅介護支援事業所へ伝達し、遺漏なきようお願いいたします。

富士市役所福祉部福祉総務課

松葉 剛哲（マツバ タケアキ）

〒417-8601

静岡県富士市永田町一丁目100番地

TEL:0545-55-2758 FAX:0545-52-2290

fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



あなたが元気でいられるために
「私のプラン」を作成してみましょう！



私のプラン

好きなことを決めない姿勢が大切です！
さあ、目標に向かって取り組んでみましょう！

私の目標

作成日 月 日
更新日 月 日
更新日 月 日

これからも続けていきたいことや、新たに始めたいことを書いてみましょう。
例：友人と旅行に行く。グランドゴルフを休まずに参加する等。

私の目標を達成するために取り組むこと

作成日 月 日
更新日 月 日
更新日 月 日

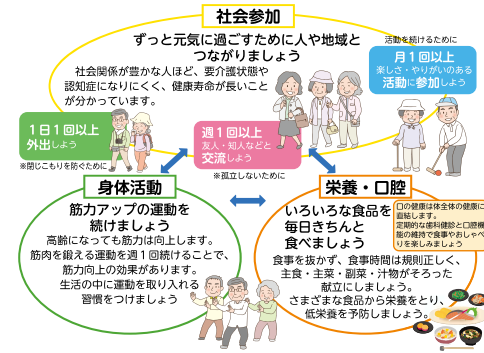
私の目標を達成するために、ご自分で取り組むことを書き出してみましょう。
例：毎日20分、散歩をする等。

定期的に目標が達成できたら振り返りましょう。

3

フレイル予防のための3つの柱

フレイルを予防する上で欠かせないのが、**社会参加**、**身体活動**、**栄養・口腔**の3つの柱です。これらをバランスよく日常生活の中に組み込んでいきましょう。



富士市の地域包括支援センター			
名称	担当地区	所在地	電話番号
富士市東部地域包括支援センター	須津、浮島、元吉原	富士市堀川新町 12-1	39-1300
富士市吉原中部地域包括支援センター	神所、富士見台、原田、吾永、吾永北	富士市比奈 1481-2	39-2700
富士市北部地域包括支援センター	大淵、青葉台、広見	富士市一色 218-10	23-0303
富士市中部地域包括支援センター	瀬間、天保、江	富士市久沢 475-1	30-7052
富士市南西部地域包括支援センター	今泉、吉原、伝島	富士市西久保 1-11-30	30-8324
富士市富士北西部地域包括支援センター	岩松、岩松北、富士坂北、富士北	富士市本町電新田 24-5	66-0115
富士市富士南西部地域包括支援センター	富士駅前、富士南、田子浦	富士市焼津跡町 2-17	65-8839
富士市富士川地域包括支援センター	富士川、松野	富士市西原 157-1	81-4820
富士市高齢者地域包括支援センター (富士市高齢者支援課地域包括支援部)	富士市全域	富士市永田町 1-100 (富士市役所4階会議室)	55-2951

介護予防に取り組ましよう (介護予防手帳) 令和6年7月発行
【発行】 富士市
【編集】 富士市 福祉部 高齢者支援課
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 電話：0545-55-2916 F A X：0545-55-2920
E-mail：ho-kouseishien@city.fuji.shizuoka.jp

8

介護予防に取り組みましょう

いつまでも自分らしく!あなたの元氣と自立を応援します!

介護予防とは、「介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送り続けるための取組」です。介護予防により一層関心を寄せていただき、ご自身でできることは、できる限りご自身で行うことを心掛けましょう。そして、今あなたが大事にしているご家族や友人等との関係を大切にしつつ、地域での役割や趣味、楽しみを続けていけるように気力や体力の維持を目標に生活してみよう。(P.3)

まずは、チェック項目 (P.4注1) をご覧いただき、質問項目に当てはまるものが見られた場合には「早めの気づき」と同時に「早めの対応」をしていくことがとても重要となってきます。

地域でおこなわれている様々な通いの場を活用し、時には「介護予防・日常生活支援総合事業」のおすすめのサービス (P.5注2) をご利用いただくことで、積極的に介護予防に取り組み、できる限り自立した生活が送れることを目標に、いきいきとした生活を送りましょう。

早めの対策で予防や改善ができ、

健康寿命を延ばします。

さあ、みんなで取り組みましょう!



ご存じですか? 介護予防のキーワード「**フレイル**」(P.8)

フレイルは加齢とともに心身の機能が低下して、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることをいいます。適切な取組をすることで、健康な状態に戻ることができる段階です。

大切なことはこの3つ!!



令和6年7月 富士市

1

※45

定期的に「チェック項目」(P.4注1)を参考にチェックして、自分の変化に早めに気づくことが大事です!

詳細はこちら



～通いの場への参加～

- 近所さんの運動・料理教室
- 怒容クラブ
- ふれあい・いきいきサロン
- 近所同士のつながり、茶話会など



～ボランティア活動～

- 生活・介護支援サポーター
- 介護予防サポーター
- など

ズバリ!

介護予防の鍵は「**社会参加**」や「**生きがいがづくり**」です!

介護予防は、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目的するのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すものでもあります。

生きがいや役割をもって社会参加することが、介護予防につながるといわれています。心身の衰えや老化を感じる前であっても、早い段階から、いきいきと暮らす姿勢を意識することが、介護予防に繋がります。

2

注1 あなたの現在の状況を簡単にチェック(○)してみましょう。

にチェックがついたところを数えて下さい。

チェック項目	回答	機能低下リスク	必要サービスニーズ
1 バイや車などで外出していますか	はい/いいえ	10個以上の方 全般的な生活機能の低下について心配があります。	生活機能の低下 運動(A)
2 日用品の買い物をしていますか	はい/いいえ		
3 預貯金の出し入れをしていますか	はい/いいえ		
4 友人の家を訪ねていますか	はい/いいえ		
5 家族や友人の相談にのっていますか	はい/いいえ		
6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい/いいえ	6~10の数 3個以上の方 運動機能の低下	運動機能の低下
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい/いいえ		
8 15分位続けて歩いていますか	はい/いいえ		
9 この1年間に転んだことがありますか	はい/いいえ	11~12の数 2個の方 低栄養の心配があります。	低栄養状態
10 転倒に対する不安は大きいですか	はい/いいえ		
11 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	はい/いいえ	13~15の数 2個以上の方 口腔機能の低下について心配があります。	口腔・栄養 状態(B)
12 歯がはえる実感ですか(歯M=歯周病)・身長(m)・身長(m)	はい/いいえ		
13 半年前に比べて重いものが食べにくくなりましたか	はい/いいえ	16~17の数 1個に○がついた方 閉じこもりによる社会交流や活動量の低下について心配があります。	閉じこもり傾向 社会参加(C)
14 お茶や汁物等がのめることがありますか	はい/いいえ		
15 口の渇きがなりますか	はい/いいえ	18~20の数 1個以上の方 認知機能の低下について心配があります。	認知機能の低下 認知機能(D)
16 週に1回以上外出していますか	はい/いいえ		
17 歯車と比べて外出の回数が減っていますか	はい/いいえ	21~25の数 2個以上の方 こころの健康状態について心配があります。	うつ傾向 社会参加(C)
18 高い人から(いつも同じ事を聞くなどの)もの忘れがあると感じますか	はい/いいえ		
19 自分で電話番号を覚えて、電話をかけることをしていますか	はい/いいえ		
20 今日が毎月何日かわからない時がありますか	はい/いいえ		
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい/いいえ		
22 (ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなりましたか	はい/いいえ		
23 (ここ2週間) 以前に家でできていたことが今はおっくうに感じられる	はい/いいえ		
24 (ここ2週間) 自分が役に立たないと感じていますか	はい/いいえ		
25 (ここ2週間) わけもなく涙のような感じがする	はい/いいえ		

チェックが付いたからといってがっかりすることはありません。早めに気づき、日々の生活を見直すことで、まだまだ改善が望めます。

注2 チェック項目に応じたサービスのご案内

サービスのご利用には、お住まいの地域包括支援センター、又は担当の介護支援専門員への相談が必要です。


No.	サービスニーズの組み合わせ(記号)	該当するサービスニーズの組み合わせ	あなたのおすすめのサービスはこちらです！
1	A	生活機能+運動機能	健康づくりデイトレーニング(注3)
2	A+B	生活機能+運動機能+口腔・栄養	訪問C+健康づくりデイトレーニング
3	A+B+C	生活機能+運動機能+口腔・栄養+閉じこもり・うつ傾向	※介護予防通所介護相当サービス
4	A+B+D	生活機能+運動機能+口腔・栄養+認知機能	※介護予防通所介護相当サービス
5	A+B+C+D	生活機能+運動機能+口腔・栄養+閉じこもり・うつ傾向+認知機能	要介護認定の申請
6	A+C	生活機能+運動機能+閉じこもり・うつ傾向	健康づくりデイトレーニング
7	A+C+D	生活機能+運動機能+閉じこもり・うつ傾向+認知機能	健康づくりデイトレーニング
8	A+D	生活機能+運動機能+認知機能	健康づくりデイトレーニング
9	B	口腔・栄養	訪問C(注5)
10	B+C	口腔・栄養+閉じこもり・うつ傾向	訪問C+健康づくりデイサービス(注4)
11	B+C+D	口腔・栄養+閉じこもり・うつ傾向+認知機能	訪問C+健康づくりデイサービス
12	B+D	口腔・栄養+認知機能	訪問C+健康づくりデイサービス
13	C	閉じこもり・うつ傾向	健康づくりデイサービス
14	C+D	閉じこもり・うつ傾向+認知機能	健康づくりデイサービス
15	D	認知機能	健康づくりデイサービス
16	該当なし	該当なし	生きがいデイサービス

※介護予防通所介護相当サービス
介護予防目的とするサービスで、送迎付きで食事や入浴、その他の必要な日常生活上の支援が受けられ運動やレクリエーションなどを行う。

注3 健康づくりデイトレーニング

介護予防を目的に、機能訓練を中心とする1時間30分程度のサービスで、定期的に運動器機能のチェックを行います。

詳細はこちら



注4 健康づくりデイサービス

介護予防を目的とする4時間程度のサービスで、運動やレクリエーション、趣味活動などを行います。

詳細はこちら



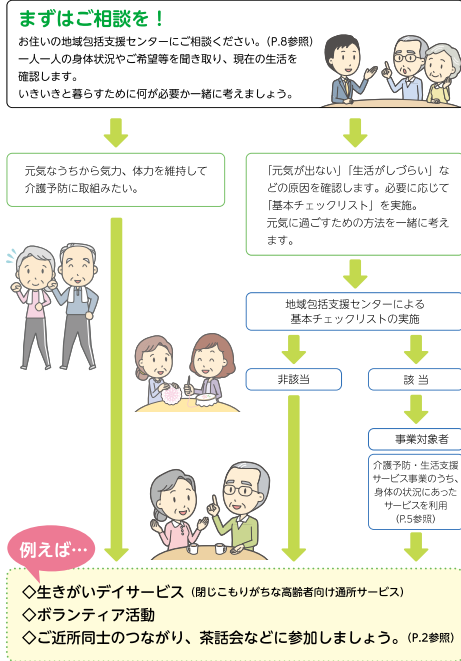
注5 短期集中型訪問指導(訪問C)

管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士などが自宅を訪問し、体力改善や生活改善に向けた指導を行います。

サービス利用料 無料



元気になるための道案内

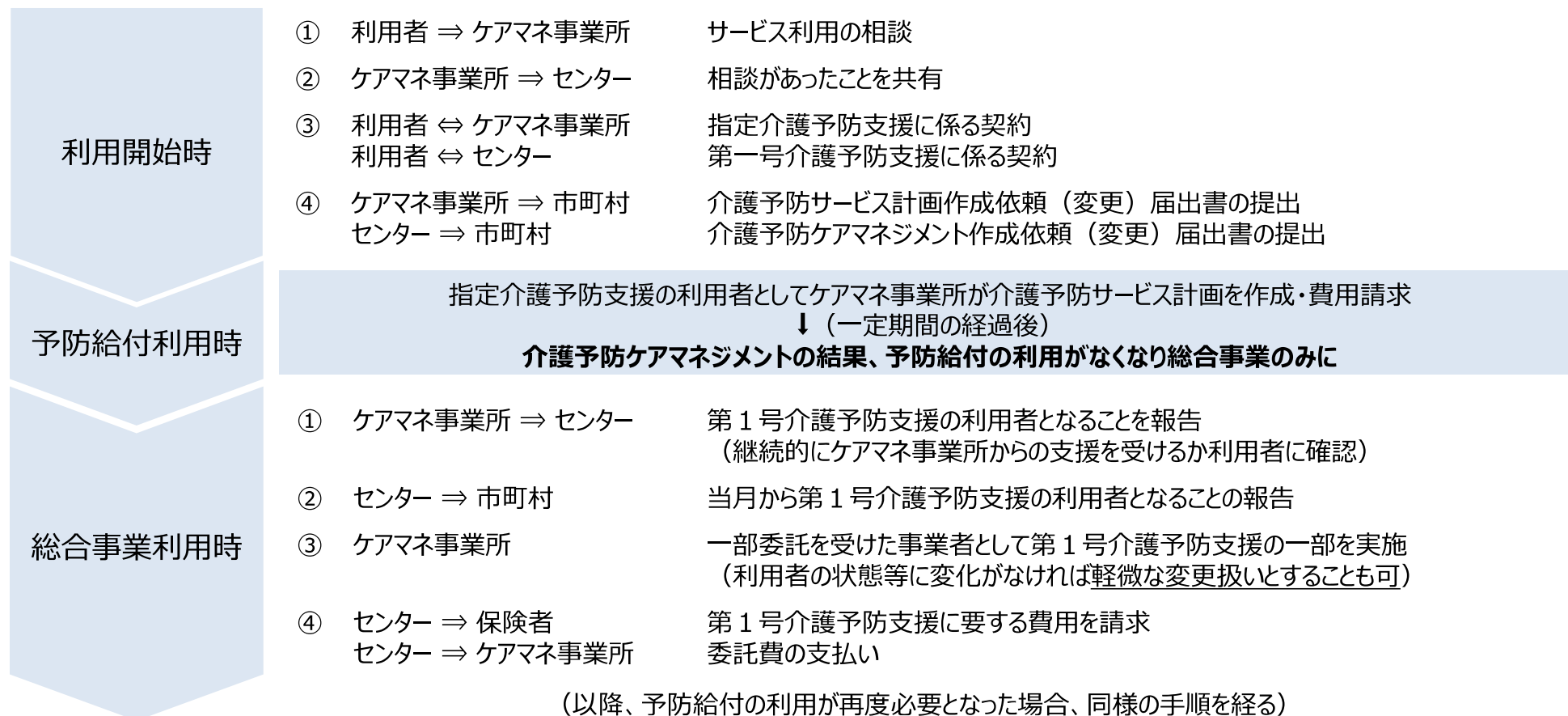


包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
		○	○

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。**

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）



包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ②

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
		○	○

2. 介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事務所の名称または地域包括支援センターの名称」欄の取扱い

(表紙)

介護保険被保険者証		居宅介護支援事業者		事務所の名称	
氏名		事業者の名称		住所	
住所		事業者の住所		支店	
生年月日		事業者の生年月日		支店	
性別		事業者の性別		支店	
交付年月日		事業者の交付年月日		支店	
氏名		事業者の氏名		支店	
住所		事業者の住所		支店	
生年月日		事業者の生年月日		支店	
性別		事業者の性別		支店	
交付年月日		事業者の交付年月日		支店	

「包括的な委託」を行う場合は、指定介護予防支援の担当であるケアマネ事業所と、第1号介護予防支援事業の担当である地域包括支援センターとの双方を併記することとする

(参考) 消費税の取扱い

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援または第1号介護予防支援を実施する場合の消費税の取扱いについては、以下のとおり。

- ・令和6年度制度改正により、指定を受けて介護予防支援を実施する場合は「非課税」、
- ・これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を受け介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を実施する場合は「課税」

なお、この取扱いは、「包括的な委託」を行うか否かによらず適用される。

原案作成委託料支払処理

(1) 原案作成委託料支払処理の概要

地域包括支援センターは介護予防サービス計画原案の作成、給付管理業務等一部の事務を居宅介護支援事業所に委託することができます。

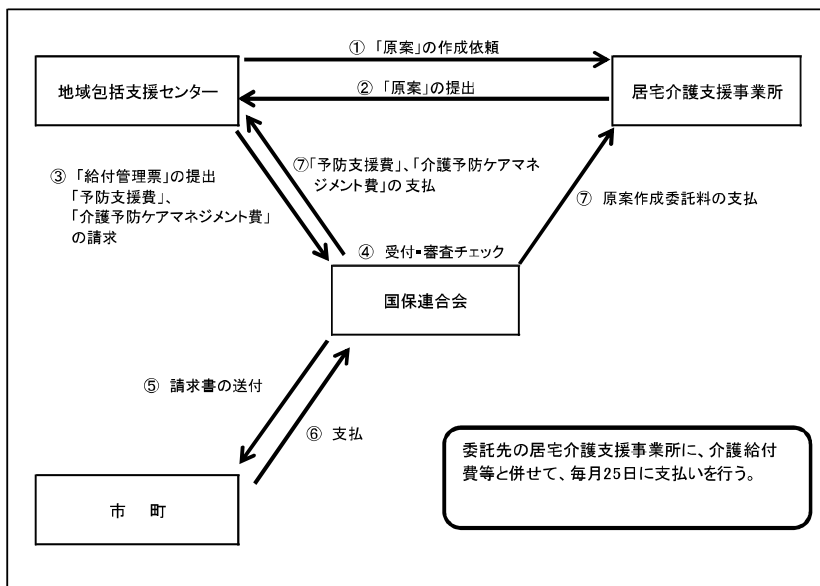
この場合、介護報酬の請求支払は地域包括支援センターと静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）との間で行われ、地域包括支援センターにおいては、受領した介護報酬から委託料相当分の金額（以下「原案作成委託料」という。）を委託先居宅介護支援事業所に支払う事務が発生します。

このため、地域包括支援センターにおける当該支払事務の軽減を目的とし、国保連から直接委託先居宅介護支援事業所に原案作成委託料の支払いを行うシステム「原案作成委託料支払システム」を開発し、市町との委託契約に基づき、国保連から直接、委託先居宅介護支援事業所に原案作成委託料の支払を行います。

また、平成29年度からは、介護予防ケアマネジメント費について、介護予防支援費と同様に原案作成委託料の支払をシステム対応しております。

厚労省老健局発出の令和5年11月29日付け事務連絡により、標準システムでの原案作成委託料支払対応について通知がされました。静岡県では上記のとおり以前より外付けシステムにより対応を行っておりましたが、令和7年4月処理分より標準システムでの対応となります。

概要図



(2) 原案作成委託料支払処理の前提条件

①原案作成委託料支払処理は、給付管理票に設定されている委託先の居宅介護支援事業所番号に基づき原案作成委託料の支払いを行う。

※給付管理票情報において、委託先の居宅介護支援事業所番号の設定漏れや誤り等があった場合は、正しい支払いができない。

②委託先が県外の居宅介護支援事業所、又は県外の利用者の場合、国保連から原案作成委託料の支払いは行わない。

この場合、国保連から地域包括支援センターに全額支払うので、地域包括支援センターから委託先へ支払いを行う。

原案委託先情報について

給付管理票の提出の必要のないケアマネジメント業務を、居宅介護支援事業所に委託している場合、「原案委託先情報」を提出していただいております。

静岡県では令和7年4月より標準システムに移行するため、現行システムでの処理において提出いただいている「原案委託先情報」は不要となりますが、給付管理票のないケアマネジメント費について委託料の支払いを行うために、様式第七の三の事業費明細欄の「摘要」に委託先の居宅介護支援事業所の事業所番号の記載が必要となります。

現在「原案委託先情報」を提出いただいている保険者につきましては、地域包括支援センターへの周知を願います。記載がない場合、委託先の居宅介護支援事業所に原案作成委託料の支払いは行われず、全額地域包括支援センターに支払われます。

※現在「原案委託先情報」を提出いただいている保険者
浜松市 島田市 富士市 藤枝市 牧之原市 吉田町

(4) 各画面・帳票・処理の対応内容

① 総合事業費請求審査処理の拡充

(a) 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（様式第七の三）の記載イメージ

給付管理票の提出の必要ないケアプランについて、委託先の居宅介護支援事業所が把握できないため、介護予防ケアマネジメント費の請求の際に、「委託先の居宅介護支援事業所番号」を記入して請求するよう、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の様式第七の三の記載要領が変更される。

この記載要領の変更に伴い、以下のように事業費明細欄(※)の摘要欄に入力された委託先の居宅介護支援事業所番号を、総合事業費請求審査処理でチェックする。

※住所地特例対象者の場合、事業費明細欄(住所地特例対象者)とする

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)												
公費負担者番号						令和 0 6 年 0 4 月分						
公費受給者番号						保険者番号 9 0 1 0 0 1						
被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2					事業所番号	9 0 0 1 1 0 0 0 1 0				
	(フリガナ)	ケイゴ ジョウ					事業所名称	<input type="checkbox"/> 市地域包括支援センター				
	氏名	介護 次郎					所在地	〒999-1111 〇〇県〇〇市△△町 11-1-1				
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和		2 5 年 0 3 月 0 1 日		性別	1.男 2.女					
	要支援状態区分	事業対象者(要支援1)・要支援2					連絡先	電話番号 099-111-1111				
認定有効期間	1.平成 2.令和		0 6 年 0 4 月 0 1 日 から		令和 0 7 年 0 3 月 3 1 日 まで							
事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費負担率	公費負担率	摘要				
	介護予防訪問支援	A F 2 1 1 1	4 3 3	1	4 3 3			907000110				
	初回訪問	A F 4 0 0 3	3 0 0	1	3 0 0							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 摘要欄の1行目に委託先の居宅介護支援事業所番号を入力する </div>												

図 2-1-66 様式第七の三 記入例



(c) 委託先の居宅介護支援事業所の決定

介護予防支援費については、既に決定済の給付管理票が存在するため、決定済の給付管理票に設定されている「委託先の居宅介護支援事業所」を取得する。

介護予防ケアマネジメント費については、給付管理票が存在する場合、「委託先の居宅介護支援事業所」の設定を優先とし、給付管理票が存在しない場合、様式第七の三の「明細情報の摘要」の設定に従い、委託先の居宅介護支援事業所を決定する。

表 2-1-130 委託先の居宅介護支援事業所の決定

No.	様式第七の三		給付管理票		原案作成委託料	
	提出有無	明細情報の摘要	提出有無	委託先の居宅介護支援事業所	支払有無	支払先事業所
1	有	未設定	有	<u>A事業所</u>	有	A事業所
2	有	A事業所	有	<u>A事業所</u>	有	A事業所
3	有	B事業所	有	<u>A事業所</u>	有	A事業所
4	有	未設定	有	<u>未設定</u>	無	—
5	有	A事業所	有	<u>未設定</u>	無	—
6	有	<u>未設定</u>	無	—	無	—
7	有	<u>A事業所</u>	無	—	有	A事業所

※太文字・下線は、委託先の居宅介護支援事業所の決定において優先される設定とする